

奈良県経営革新計画等評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十一号

奈良県経営革新計画等評価委員会規則の一部を改正する規則

奈良県経営革新計画等評価委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県経営革新計画評価等委員会規則

第一条中「奈良県経営革新計画等評価委員会」を「奈良県経営革新計画評価等委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の奈良県経営革新計画等評価委員会規則（以下「旧規則」という。）第二条第二項の規定により充てられた奈良県経営革新計画等評価委員会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の奈良県経営革新計画評価等委員会規則（以下「新規則」という。）第二条第二項の規定により奈良県経営革新計画評価等委員会の委員として充てられたものとみなす。この場合において、その充てられたものとみなされる委員（同項第三号に掲げる者に該当する者を除く。）の任期は、新規則第三条の規定にかかわらず、同日における旧規則第三条の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。